

審議会の役割

1 審議会とはどのようなものか

- 葉山町では、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、「葉山町子ども・子育て会議」を設置しています。

葉山町子ども・子育て会議条例の抜粋

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、葉山町子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の役割

- 審議会の職務は条例で「町長の諮問に応じ、特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事、葉山町子ども・子育て支援事業計画に関する事、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事につき調査審議する」と定められています。

葉山町子ども・子育て会議条例の抜粋

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 葉山町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

3 自主打合せ・勉強会について

- 事業計画を策定することは、条例第 2 条第 3 項に該当します。
- 事業計画の進捗を管理することは、条例第 2 条第 4 項に該当します。
- 自主打合せ・勉強会は、条例の規定にありません。

ただし、葉山町の審議会では、新制度を広く町民に周知したり、小さな声を拾いあげ会議に反映させること等を趣旨として、審議会の有志が勉強会として講演会や説明会を企画・実施してきた経緯があります。

4 自主打合せ・勉強会の課題

	成果	課題
勉強会	<ul style="list-style-type: none">・生の声が聞くことができる・拾い上げができる	<ul style="list-style-type: none">・開催することが目的化している・町民の参加人数が少ない・同じメンバー
自主打合せ	<ul style="list-style-type: none">・熱心に取り組んでいる委員がいる・熱心に取り組んでいる旧委員の参加がある	<ul style="list-style-type: none">・自主打合せに参加する委員が同じメンバーではないので、議論の継続性が保てない・自主打合せの参加委員が少ない・構成員に対するルールがない（旧委員）・委員の取組みに温度差がある

5 今後の自主打合せ・勉強会のあり方

○ 新制度が施行して2年目を迎え、勉強会もいくつかの成果や課題ができました。

そこで、審議会では自主打合せ・勉強会をどうしていくのか、今後のあり方をまとめたい。